

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会  
【いわて八幡平白銀国体】  
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会  
いわて八幡平白銀国体八幡平市実行委員会

第1版 2022/12/9

## 1 総則

### (1) 目的

本ガイドラインは、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会(以下「大会」という。)の開催にあたり、参加者の新型コロナウイルス感染症の感染リスクを極力抑えるとともに、大会による感染拡大を回避することを目的とする。

### (2) 根拠

今大会の新型コロナウイルス感染症対策については、本ガイドラインのほか、公益財団法人日本スポーツ協会が定める「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、  
「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」、公益財団法人全日本スキー連盟が定める「SAJ競技会新型コロナウイルス感染対策ガイドライン」、  
「国内合宿における感染症対策ガイドライン」を根拠とする。

### (3) 本ガイドラインの対象となる者(以下「参加者」という。)

ア 都道府県選手団に含まれる者

- (ア) 監督
- (イ) 選手(予備登録選手を含む)
- (ウ) チームスタッフ
- (エ) 選手団本部役員(団長、副団長等)

イ 大会関係者

- (ア) 主催者
- (イ) 大会役員
- (ウ) 組織委員
- (エ) 招待者
- (オ) 大会企業協賛関係者

ウ 競技会運営関係者

- (ア) 競技会役員
- (イ) 競技役員
- (ウ) 業務受託者

エ 大会事務局

- (ア) 実施本部員
- (イ) 特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会(以下「県実行委員会」という。)事務局員
- (ウ) いわて八幡平白銀国体八幡平市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)事務局員

オ その他関係者

- (ア) 報道関係者
- (イ) 視察員
- (ウ) サービスマン
- (エ) 出展(出店)事業者
- (オ) ボランティア
- (カ) 県実行委員会又は市実行委員会が必要と判断した者

カ 観覧者

- (ア) 式典(開始式・表彰式)を観覧する者
- (イ) 競技会を観覧する者

## 2 体制

### (1) 県実行委員会

ア 大会に係る統括的な対策の推進にあたる。

イ 式典(開始式・表彰式)会場に感染防止対策責任者を置き、具体的な対策の推進にあたる。

### (2) 市実行委員会

各競技会場に感染防止対策責任者を置き、具体的な対策の推進にあたる。

### 3 参加者において遵守すべき事項

#### (1) 共通事項

- ア 別に定める「特別国民体育大会冬季大会スキー競技会における参加条件」(以下「参加条件」という。)を遵守すること。
- イ 手指消毒をこまめに行うこと。
- ウ 常時マスクを着用すること。(※例外：競技及びウォームアップ実施時又は着用により競技運営に支障をきたす場合)
- エ ソーシャルディスタンスを確保すること。
- オ 「3密」(密閉空間、密集場所、密接場面)を回避すること。
- カ 大会参加日の10日前から大会参加後10日までの期間、起床時体温、健康状態・行動歴の記録などの体調管理を健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」又は体調管理チェックシート(様式1、2)(以下「健康管理アプリ等」という。)等で行うこと。
- キ 観覧者以外の参加者は、大会参加日毎に、健康管理アプリ等を各会場別に受付へ提示(大会事務局からの求めがあった場合は提出)すること。
- ク 体調不良時は、参加を自粛すること。
- ケ 新型コロナウイルスワクチン接種を推奨する。

#### (2) 個別事項

- ア 都道府県選手団に含まれる者  
代表者は各会場別に参加条件にある事項について、参加者総括表(様式3)に取りまとめ、受付へ提示すること。
- イ 報道関係者
  - (ア) 取材は事前申込制とし、受付へ氏名及び連絡先を申告すること。
  - (イ) ID、ビブス及び自社腕章を着用すること。
  - (ウ) 取材・撮影人員は、出来る限り少なくし、取材・インタビュー時は、ソーシャルディスタンスを確保し実施すること。
- ウ 観覧者
  - (ア) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認し、確認された場合は、来場しないこと。
  - (イ) 大会事務局から健康管理アプリ等の提示等の要請があった場合は、その要請に従うこと。
  - (ウ) 大声での声援、掛け声、会話は行わないこと。

### 4 会場内において実施すべき事項

#### (1) 全般

- ア 諸室など、随所に消毒液を配置する。
- イ 感染拡大防止を呼び掛ける場内アナウンスを行う。
- ウ 換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備の適切な運転・点検を行う。換気設備が十分でない場所や人が密集しやすい場所(更衣室、トイレなど)は、十分留意する。

#### (2) 競技エリア

- (公財)全日本スキー連盟策定「SAJ競技会 新型コロナウイルス感染対策ガイドライン」に従い実施すること。

#### (3) 受付等

- ア 人と人が対面する場所は、マスクの着用など対策を講じる。
- イ 参加者が距離を置いて(最低1m)並べるように目印の設置等を行う。

#### (4) トイレ

- ア 手洗い場所にはポンプ型石けんを用意する。
- イ トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、清潔に保つため、定期的な清掃、消毒作業を行う。
- ウ 手洗いが難しい場合は、手指消毒用アルコールを用意する。

## (5) 諸室

ア 広さにはゆとりを持たせ、密になることを避ける。

イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の対策を講じる。

ウ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等)については、定期的な清掃、消毒作業を行う。

## (6) 観覧者エリア

手指消毒を徹底し、マスクを着用させる。

## (7) おもてなし・おふるまいエリア

ア 販売員は、マスク・手袋(運営に支障がある場合を除く)を着用する。

イ 出展(出店)場所では、可能な限り感染予防策を講じる。

ウ 複数の人の手に触れるものについては、こまめに消毒を行う。

## 5 宿舍

宿舍に対しては、ホテル業、宿泊施設に係る業種別ガイドラインに基づいた感染防止対策を講じるよう周知する。

## 6 各会議、式典(開始式・表彰式(種目別表彰を含む))において実施すべき事項

(1) 間隔の確保や時間短縮等の感染防止対策を講じる。

(2) 指定された席以外に座らないこと。

(3) 表彰式等における写真撮影時には、受賞者のマスク着用を義務付けない。

(4) 握手、抱擁などを禁止する。

## 7 感染疑い者が発生した場合

(1) 発熱(37.5℃以上)、健康管理アプリ等の調査項目に1つでも「あり」に該当した者(以下「感染疑い者」という。)については、感染防止対策責任者に報告のうえ、帰宅又は帰宿を促す。また、最寄り医療機関又は受診・ワクチン相談センター(以下「医療機関等」という。)への受診又は相談を勧奨し、その結果を県実行委員会に報告するよう依頼する。

(2) 症状が重篤な場合は、救急搬送の要請を検討する。

(3) 感染疑い者は、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会における新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書(様式4)(以下「様式4」という。)により、県実行委員会へ報告する。

(4) 帰宅等に当たっての交通手段及び費用負担は、当該感染疑い者の選手団派遣母体等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

## 8 感染者が発生した場合

(1) 感染者は、様式4により、県実行委員会に報告し、医療機関への入院、宿泊療養施設への入所又は自宅療養等をする。

(2) 会場の感染防止対策責任者は、消毒作業を行い、個人情報に十分配慮したうえで、感染者の発生状況等を関係者へ周知する。

(3) 宿泊施設で感染者が発生した場合、当該宿泊施設は「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本ホテル連盟)に基づき、滞在客の感染疑い発生時の対応を実施し、対応内容を県実行委員会に報告する。

## 9 大会開催判断

岩手県は、以下の状況が生じた場合、(公財)日本スポーツ協会、文部科学省、(公財)全日本スキー連盟及び八幡平市と大会開催の可否について協議する。

(1) 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が岩手県に発令された場合。

(2) 岩手県独自の緊急事態宣言等の発令またはイベント開催自粛要請がされた場合。

(3) 岩手県内において、医療機関の新型コロナウイルス感染症患者受入れが対応不可又はその恐れがある場合。

- (4) 競技会に参加している者及び競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合。
- (5) その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合。

## 10 その他

本ガイドラインは、今後の知見の集積及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況に応じて、随時改訂を行う。

2022年 12月 9日 初版 制定

## 特別国民体育大会冬季大会スキー競技会における参加条件

本参加条件は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るものとし、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会(以下「大会」という。)に参加する全ての者(以下「参加者」という。)を対象とする。

### 1 大会参加に必要となる条件

- (1) 大会参加日(※1)の10日前から毎日の起床時体温、健康状態及び行動歴を健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」又は体調管理チェックシート(様式1、2)(以下「健康管理アプリ等」という。)へ記録すること。

(※1) 大会参加日とは、岩手県内在住・在勤・在学の者は「大会参加初日(公式練習や準備業務等を含む。）」、岩手県以外の都道府県から参加する者は「来県日」とする。

- (2) 参加者のうち、下表に該当する者は、大会参加日の午前0時から起算して最大120時間前以内に採取した検体を用いて、新型コロナウイルス感染症の核酸検出検査(PCR法等。以下「PCR検査」という。)を必ず受検し、その結果を健康管理アプリ等へ登録すること。

#### 【対象者】

区分	対象者
都道府県選手団に含まれる者	監督、選手(予備登録選手を含む)、チームスタッフ、選手団本部役員(団長、副団長等)
大会関係者	主催者、大会役員、組織委員、招待者、大会企業協賛関係者
競技会運営関係者	競技会役員、競技役員、業務受託者
大会事務局	実施本部員、県実行委員会事務局員、市実行委員会事務局員
その他関係者	報道関係者、視察員、サービスマン、出展(出店)事業者、ボランティア、県実行委員会又は市実行委員会が必要と判断した者

#### 【検査機関】

※ 原則として、各団体及び個人でそれぞれ検査機関を確保すること。

- (3) 前項(1)及び(2)については、令和5年2月17日(金)から設置する受付において、次のとおり提示すること。

ア 都道府県選手団に含まれる者

代表者が各会場別に参加者総括表(様式3)に取りまとめ、受付へ提示すること。

イ 大会関係者、競技会運営関係者、その他関係者

- ・ 団体で参加する場合、代表者が各会場別に参加者総括表(様式3)に取りまとめ、受付へ提示すること。
- ・ 個人で参加する場合、健康管理アプリ等を各会場別に受付へ提示すること。

### 2 大会への参加を認めない者

#### (1) 感染者

ア 症状がある場合

大会参加日までに、発症日(症状が出現した日)から、10日間以上かつ症状軽快後72時間経過していない者。

イ 症状がない場合

大会参加日までに、検体採取日(陽性確定に係る検体採取日)から7日間経過していない者。

**(2) 濃厚接触者**

大会参加日までに、感染者との最終接触日(※2)から5日間経過していない者。(ただし、待機期間2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認された場合は、3日目に大会への参加を認める。)

**(3) 事前PCR検査で陰性を示す結果が確認されなかった者。**(ただし、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低いことを示す医師の診断書が主催者に提出され、認められた場合は参加を認める。)

**(4) 大会参加日前10日間に下記項目に該当がある者**

ア 体温(37.5℃以上の発熱)又は健康状態の調査項目に該当する症状(以下「感染疑い症状」という。)がある者。ただし、次の(ア)及び(イ)の要件が満たされた場合は参加が認められる。

(ア) 感染疑い症状の発症後8日間が経過し、かつ薬剤を服用していない状態で感染疑い症状消失後72時間以上が経過している場合

(イ) 薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低いこと(※3)、(※4)、(※5)を示す医師の診断書が主催者に提出し、認められた場合

イ 行動歴の調査項目に該当がある者

(ア) 保健所の調査等において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者

(イ) 同居家族や身近な人に体調不良者(※6)がいる者  
ただし、その者の感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低いことを示す医師の診断書がある場合、参加を認める。

(ウ) 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴があり、入国後の待機期間が終了していない者

(※2) 最終接触日とは、感染者が自宅療養している場合は感染者と部屋を分ける等「感染対策を講じた日」、感染者と同居していない場合は感染者と「最後に接触した日」とする。

(※3) 「新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低いこと」を示すため、PCR検査等の受検が推奨される。

(※4) 「新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も考えられる。

(※5) 医療機関を受診し、新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき、当該症状に対し服薬指導を受け、処方された薬剤についてはこの限りではない。

(※6) 健康管理アプリでは「感染が疑われる人」と表示。